

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都後期高齢者医療広域連合の規約の変更届出
……………（総務局行政部政課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案
等……………（環境局総務部環境政策課）……………一
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に
関する法律第十八条第四項において準用する同法
第十三条第四項の揭示……………（環境局自然環境部計画課）……………五
- 特定病院の認定……………七
……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………七
- 応急入院指定病院の指定……………八
……………（同）……………八
- 特例措置をとることができる応急入院指定病院の
指定……………九
……………（同）……………九
- 令和四年における中型まき網漁業の制限措置の内
容等……………（産業労働局農林水産部水産課）……………一〇
- 令和四年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限
措置の内容等……………（同）……………二
- 令和四年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置の
内容等……………（同）……………二

公告

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

東京都告示第七百三十一号

東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を
受理したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第二百九十一条の三第五項の規定に基づき次のとおり
公表する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 受理年月日

令和四年三月三十一日

二 変更の内容

次に掲げる経費を令和四年度及び令和五年度に限り、

各区市町村の負担とする。

(一) 審査支払手数料相当額

(二) 財政安定化基金拠出金相当額

(三) 保険料未収金補填分相当額

(四) 保険料所得割額減額分相当額

(五) 葬祭費相当額

三 変更の理由

後期高齢者医療の保険料の軽減に係る経費を各区市町
村が支弁することとするため。

四 変更期日

令和四年四月一日

東京都告示第七百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

令和四年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区東海三丁目六番、七番、八番 令和四年三月二
二から同番十一まで、九番一から同 十八日
番三まで、十番及び十一番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

東京都告示第七百三十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づ
き、（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業について、
環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその
概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、
事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定に
より、次のとおり告示する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区 北青山一丁目、北青山二丁目、北青山三丁目、
南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目、

<p>南青山五丁目、南青山六丁目及び西麻布二丁目 の区域</p> <p>新宿区 霞ヶ丘町の区域</p> <p>渋谷区 神宮前一丁目、神宮前二丁目、神宮前三丁目、神宮前四丁目、神宮前五丁目、神宮前六丁目及び渋谷四丁目の区域</p> <p>二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>独立行政法人都市再生機構</p> <p>東日本都市再生本部</p> <p>本部長 中山 靖史</p> <p>新宿区西新宿六丁目五番一号 新宿アイランドタワー 十三階</p> <p>三 対象事業の名称及び種類</p> <p>(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業</p> <p>高層建築物の設置</p> <p>四 対象事業の内容の概略</p> <p>対象事業は、港区北青山三丁目に位置する敷地面積約二万四千平方メートルに、業務、商業、宿泊、公共公益施設、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものである。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要</p> <p>事業者は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧</p> <p>(一) 期間</p> <p>令和四年五月十六日から同年六月十四日まで。ただ</p>		
<p>し、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>(二) 時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所</p> <p>ア 港区環境リサイクル支援部環境課</p> <p>港区芝公園一丁目五番二十五号</p> <p>イ 新宿区環境清掃部環境対策課</p> <p>新宿区歌舞伎町一丁目四番一号</p> <p>ウ 渋谷区環境政策部環境整備課</p> <p>渋谷区宇田川町一番一号</p> <p>エ 東京都環境局総務部環境政策課</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階</p> <p>オ 東京都多摩環境事務所管理課</p> <p>立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階</p> <p>七 都民の意見書の提出</p> <p>(一) 提出方法</p> <p>持参、郵送又は電子メール</p> <p>(二) 記載事項</p> <p>ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)</p> <p>イ 対象事業の名称</p> <p>ウ 環境の保全の見地からの意見</p> <p>(三) 期限</p> <p>令和四年六月二十九日</p> <p>(四) 提出先</p>		
		<p>ア 持参又は郵送</p> <p>東京都環境局総務部環境政策課</p> <p>郵便番号一六三ー八〇〇ー 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>イ 電子メール</p> <p>送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。</p> <p>ホームページアドレス</p> <p>https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html</p>

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価師の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.060ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は57.5%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.046mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は18.8%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス削減型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.038ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%～0.4%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.035mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.038ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1～0.5%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.039mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の併用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.038ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設稼働の際に伴う寄与率は4.5%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音】建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界南東側において80dBと予測され、環境確保条例における騒音レベル(L_{eq})は、敷地境界南東側において80dBと予測され、環境確保条例に基づく報告基準値(80dB)以下となる。また、建設機械の稼働が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる建設作業騒音の低減に努める。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動】建設機械の稼働に伴う振動レベル合成量が最大となる工事着手後25ヶ月目の敷地境界付近における振動レベル(L_{eq})は、敷地境界南東側において69dBと予測され、環境確保条例に基づく報告基準値(70dB)を下回る。また、建設機械の稼働が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる建設作業振動の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間63～69dBである。全ての地点で環境基準値を満足している。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、いずれの地点も1dB未満である。また、工事用車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通騒音の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、昼間37～49dB、夜間35～49dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間60dB、夜間55dB、第二種区域において昼間65dB、夜間60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間は1dB未満～1dB、夜間は1dB未満である。また、工事用車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通振動の低減に努める。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音】関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間63～69dB、夜間59～67dBであり、No.4の夜間以外において環境基準値を満足している。No.4の夜間は、現況においても環境基準値を超過しており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、いずれの地点も1dB未満である。増加分は、昼間は1dB未満～1dB、夜間は1dB未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通の振動】関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、昼間37～49dB、夜間35～49dBであり、規制基準値(昼間60～65dB、夜間55～60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間は1dB未満～1dB、夜間は1dB未満である。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度として、山留壁の変形による地盤の変形が考えられるが、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを十分な深度(支持地盤である上総層(kac))まで施工する計画であることから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいと考える。以上のことから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】地下水の水位及び流況の変化に伴う地盤沈下の要因として、第1帯水層(Tos)及び第II帯水層(Tog)の地下水位が低下し、難透水層である凝灰質粘土層(Lc)及び真京層群の粘性土(Toc)内の水分がこれらの層に絞り出されることにより圧密沈下が起こることが考えられる。本事業においては、SMWを十分な深度(支持地盤で難透水層である上総層(kac))まで施工する計画である。掘削範囲の周囲を遮水性の高い山留壁(SMW)で囲うことにより、掘削範囲内の帯水層は山留壁の外側と分離、遮水性の高い山留壁(SMW)の施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分布状況把握した上でSMWの掘削深さを決定する計画である。これにより、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は、山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺の地下水水位は低下しないと予測する。</p>
3. 地盤	

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 地盤（つぎ）	<p>なお、工事の施行中においては、地盤変動と第I帯水層（Tos）及び第II帯水層（Toa）を対象とした地下水モニタリングを掘削工事着手前から地下躯体工事終了後の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施し、周辺の地下水位低下の防止に努める。そのため、地下躯体が建築された後も地下水流は地下構造物の周囲を迂回するものと想定される。以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の変化に起因した地盤沈下が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 【地下構造物等に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。地周辺の帯水層は広範囲にわたって連続して分布するものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める割合は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下躯体が建築された後も地下水流は地下構造物の周囲を迂回するものと想定される。以上のことから、完了後においても地下水位低下に起因した地盤沈下または地盤の変形が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
4. 水循環	<p>《工事の施行中》 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、最深部を含む掘削範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、東京層群に存在する第I帯水層（砂質土（Tos））及び第II帯水層（砂層（Toa））の分布深度よりも深い位置に存在する上総層（Ka）まで掘削することにより、上総層（Ka）が不透水層として機能し、掘削範囲内の帯水層は山留壁の外側と分離、遮水される。これにより、山留壁の外側の第I帯水層及び第II帯水層の地下水位低下を抑制できる。なお、SMWの施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、不透水層の分布状況把握した上で、SMWの掘削深さを決定する計画である。 また、工事の施工においては、第I帯水層（Tos）及び第II帯水層（Toa）を対象とした地下水モニタリングを掘削工事着手前から地下躯体工事終了後の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施し、周辺の地下水位低下の防止に努める。 以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 【地下構造物等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、最深部を含む掘削範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、東京層群に存在する第I帯水層（砂質土（Tos））及び第II帯水層（砂層（Ka））まで掘削した上で、地下構造物を外周に構築する計画である。第I帯水層がT.P.+約15.0m～約23.0m付近、第II帯水層がT.P.+約10.0m～約18.0m付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。既存資料及び現地調査結果を踏まえ、東京層群に存在する第I帯水層（砂質土（Tos））及び第II帯水層（砂層（Ka））は、計画地周辺にも分布している。この帯水層が広範囲にわたって連続して分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める割合は計画地内のみの限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと考える。なお、工事の完了後において地下水の掘削は計画していない。以上のことから、地下構造物等の存在により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《土地の改変に伴う地表流出量の変化の程度】 本事業では、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、敷地内に雨水貯留槽等を設ける計画である。本事業では、可能な範囲で透水性舗装・浸透マス等の雨水浸透施設を設けることにより、緑化整備を行うことにより、雨水の地下への浸透を図る。上記の雨水浸透施設を整備することで、必要雨水流出抑制対策量を確保する計画である。以上のことから、土地の改変に伴う地表流出水量を抑制でき、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
5. 日影	<p>《工事の完了後》 計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、計画地の北東方向に約80m程度の範囲であり、日影規制地域に該当しない。 計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、隣接市街地に対して十分な距離を確保するとともに、計画地の西側に大規模広場（緑地）を整備する計画としている。また、B-1棟を南北方向に開切りを行う計画としている。これにより、冬至日において、4時間以上の日影が生じる範囲及び2.5時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北東側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 電波障害	<p>《工事の完了後》 計画建築物により、計画地南西方向において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測される。また、計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波（衛星放送）の遮へい障害が生じると予測される。 計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消するものと考えられる。また、デジタル放送は、反射障害に強い性質を持つことから、テレビ画面に影響を及ぼすほど反射障害が生じないものと予測される。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域C（中高層市街地相当の風環境）となる地点が計画地北東側、東側、南東側及び南側に10地点生じると予測されるが、植栽による防風対策を講じることにより、領域Cの地点の多くは領域B（低中層市街地相当の風環境）となり、風環境は改善されると予測される。 以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあっても、領域A（住宅地相当の風環境）及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>
7. 風環境	<p>《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 事業の実施により、計画地周辺は低中層の住宅、事務所建築物、住居併用建築物が多く立地する市街地景観と、高層建築物を主体とする都市景観が融合した、青山地区の拠点となる複合市街地へと変化する。また、計画地内の北西側には、青山通りから渋谷区側市街地へつながる区画道路やA-1地区、A-2地区のみどりと一体となった大規模広場（緑地）を配置することで、緑豊かな景観が形成される。 以上のことから、青山通り周辺地区の景観形成の方針との整合が図られるものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。 中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな景観の構成要素となり、青山通り周辺地区の新たな顔として眺望景観を形成するものと考えられる。そして、以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、青山通り周辺地区の新たな顔として都市的景観が形成され、「港区景観計画」に定める「青山通り周辺景観形成特別地区I」及び「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン」の景観形成方針との整合が図られるものと考えられる。</p> <p>《圧迫感の変化の程度】 圧迫感の指標である形態率は、現状と比較して最大14.7ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観色彩ガイドライン」及び「港区景観計画」に適合したものをとする。計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線と連携した緑化を行い、周辺市街地との緩衝空間としても有効な大規模広場（緑地）を配置することで、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
8. 景観	<p>《工事の完了後》 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地内には現状、周知の埋蔵文化財は存在しないが、計画地近傍には、「北青山三丁目遺跡（地点14）」が確認されていることから、埋蔵文化財の存在の可能性は高く、本事業の実施により影響を受ける可能性がある。 現状の計画地内には、既存の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定であり、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性を含め、掘削工事の着手前に港区教育委員会に確認を行う。また、調査の方法・範囲についても港区教育委員会と協議を行った上で確定する。</p>
9. 史跡・文化財	<p>《工事の完了後》 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地内には現状、周知の埋蔵文化財は存在しないが、計画地近傍には、「北青山三丁目遺跡（地点14）」が確認されていることから、埋蔵文化財の存在の可能性は高く、本事業の実施により影響を受ける可能性がある。 現状の計画地内には、既存の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定であり、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性を含め、掘削工事の着手前に港区教育委員会に確認を行う。また、調査の方法・範囲についても港区教育委員会と協議を行った上で確定する。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 史跡・文化財(つづき)	埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ運搬なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処するもの、港区教育委員会等と確認を行うながら適切に対処することから、評価の指標を満足するものと考ええる。
10. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【既存建築物の解体に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】 既存建築物解体に伴う廃棄物の発生量は、コンクリート塊約 27,384t、金属くず(鉄骨)約 3,295t、金属くず(鉄筋)約 3,423t、木くず(建設発生木材)約 1,027t、建設混合廃棄物約 685t と予測する。これらの廃棄物の処理にあたっては、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材で 99%、建設混合廃棄物で 83%)を達成するものと考ええる。なお、これ以外の品目については、不要材の減量や分別の徹底に努める。また、既存建築物に使用されている石綿含有建材については、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止防止対策徹底マニュアル」、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に定め、既存建築物設計による調査、現地での目視調査等を実施し、必要に応じて材質分析調査を併用して、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施することから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設発生土の発生量】 建設発生土の発生量は、約 212,337 m³ と予測する。建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「東京都建設リサイクル推進計画」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル計画」の目標値(88%)を達成することから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設汚泥の発生量】 建設汚泥の発生量は、約 44,322 m³ と予測する。建設汚泥は、場外に搬出して産業廃棄物として処理する計画であるが、「東京都建設リサイクル推進計画」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)を達成することから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量】 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約 5,460t と予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材 99%、建設混合廃棄物 83%、建設廃棄物 98%)を達成するものと考ええる。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努めることから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量】 施設の供用に伴う廃棄物が約 8,606kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「港区(第3次)一般廃棄物処理基本計画」の目標値に劣らぬものと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》 温室効果ガス排出量は約 16,180t-CO₂/年、削減量は約 4,044t-CO₂/年、削減率は約 20.0%と予測する。建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考ええる。以上のことから、「温対法」及び「環境確保条例」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第七百三十四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号。以下「法」という。)

第十八条第四項において準用する法第十三条第一項の規定により、立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をする土地若しくは水面又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となるため伐採する立木竹(以下「防除を行う土地等」という。)について、法第十八条第四項において準用する法第十三条第二項の規定による通知の相手方の一部が知れず、又はその所在が不明なため、法第十八条第四項において準用する法第十三条第四項の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 防除を行う土地等の所在場所及び通知の相手方 別表のとおり

二 通知の要旨

東京都が大島町においてキョン防除事業を実施するに当たって、防除を行う土地等の占有者又は所有者宛てに送付した通知に対し、「猟具等設置に関する承諾 兼 土地の無償使用承諾書」により回答がない場合(当該通知の相手方が知れない場合及びその所在が不明な場合を含む。)は、当該土地等において必要に応じて、法第十八条第四項において準用する法第十三条第一項に規定する行為をすることがある。

三 通知の掲示場所 大島町役場掲示板

別表

防除を行う土地等の所在場所	通知の相手方
大島町差木地字カキサハ8-4	辻 善己
大島町差木地字カキサハウエ382	松島 平越
大島町差木地字コノノ176-18	小坂 豊作
大島町差木地字コノノ177-12	西村 英一
大島町差木地字コノノ178-1	小川 清正
大島町差木地字コノノ178-6	小川 清正
大島町差木地字コノノ179-3	榊 久美子
大島町差木地字シクホ786-3	宮川 龍夫
大島町差木地字シクホ786-4	松崎 綾夫
大島町差木地字シクホ787-17	松崎 綾夫
大島町差木地字タケノエ473	小川 眞五郎
大島町差木地字ナハニ4849	小川 二雄
大島町差木地字ナハニ4880	小坂 豊作
大島町差木地字ナハニ4921	小坂 豊作
大島町差木地字ナハニ496-5	西村 武男
大島町差木地字又975-3	(株)アルコ
大島町差木地字又975-4	(株)アルコ
大島町差木地字又975-5	西村 武男
大島町差木地字又975-7	(株)ミツウチコーポレーション
大島町差木地字ハキフ793-1	谷口 三次郎
大島町差木地字ハキフ793-10	藤田 兼之
大島町差木地字ハキフ793-2	菊地 久作
大島町差木地字ハキフ15-19	河野 和男
大島町差木地字ハキフ15-20	河野 和男
大島町差木地字ハキフ15-20	河野 和男
大島町差木地字ハタカシタ695-2	石川 正文
大島町差木地字ハタカシタ695-4	石川 正文
大島町差木地字ハタカシタ697-12	河野 泰介
大島町差木地字ハタカシタ697-3	河野 泰介
大島町差木地字ハタカシタ697-5	河野 泰介
大島町差木地字ハタカシタ708-1	木村 徳雄
大島町差木地字ハタカシタ709-5	石川 充
大島町差木地字ハタカシタ710-11	石川 充
大島町差木地字ハタカシタ710-4	石川 正文
大島町差木地字ハタカシタ710-5	石川 正文
大島町差木地字ハタカシタ791-1	石川 充
大島町差木地字ハタカシタ791-2	石川 正文
大島町差木地字ハシノキカウツ620-2	福田 直二
大島町差木地字ハシノキ661-3	榊 久美子
大島町差木地字ハシノキ664-3	早川 徹
大島町差木地字ハシノキ675-4	池田 俊男
大島町差木地字ハシノキ675-5	池田 俊男
大島町差木地字ヒヨリ山1023-6	金山 暎子
大島町差木地字ワキ3-19	辻 善己
大島町差木地字ヤカサ686-4	小坂 和男
大島町差木地字ヤカサ686-2	池田 俊男
大島町差木地字コノノ161-8	小坂 豊作
大島町差木地字コノノ500-21	馬場 仁夫
大島町差木地字コノノ500-35	渡口 達夫
大島町差木地字沖の根1002-49	沖山 茂
大島町差木地字沖の根1026-124	山口 健
大島町差木地字沖の根1026-128	山口 健
大島町差木地字沖の根1026-129	山口 健
大島町差木地字沖の根1026-130	(株)蘆新
大島町差木地字沖の根1026-130	山口 健
大島町差木地字沖の根1026-38	白幡 園

大島町差木地字沖の根1037-62	金山 新三
大島町差木地字沖の根1037-83	廣田 雅士
大島町差木地字沖の根1037-93	金山 新三
大島町差木地字沖の根1039-17	玉水 正人
大島町差木地字沖の根301-2	秋田 浩之助
大島町差木地字沖の根301-4	秋田 浩之助
大島町差木地字沖の根987-18	丹羽 和子
大島町差木地字沖の根987-25	林 徹
大島町差木地字下フキ25-14	高橋 昌輝
大島町差木地字下フキ25-4	高橋 昌輝
大島町差木地字下フキ25-8	渋谷 道隆
大島町差木地字下原1013-14	浅澤 健次
大島町差木地字下原1013-53	浅澤 健次
大島町差木地字下原1013-60	鹿取 敏
大島町差木地字下原1017-29	日産 弘良
大島町差木地字下原1018-2	佐藤 龍
大島町差木地字下小松232-1	須藤 龍
大島町差木地字下小松259	藤田 兼之
大島町差木地字小坂1001-9	向山 仁幸江
大島町差木地字小坂1006-17	向山 仁幸江
大島町差木地字小坂1007-16	向山 仁幸江
大島町差木地字小坂1014-11	榊 長喜
大島町差木地字小坂1014-22	榊 長喜
大島町差木地字小坂1015-2	平本 裕子
大島町差木地字小坂1015-3	七島信用組合
大島町差木地字小坂1015-21	丹羽 和子
大島町差木地字小坂1015-3	七島信用組合
大島町差木地字小坂1022-6	中山 茂
大島町差木地字小坂998-30	後藤 公さよ
大島町差木地字小坂998-30	大澤 正和
大島町差木地字小坂366-3	小川 甚五郎
大島町差木地字小坂366-6	小川 甚五郎
大島町差木地字小坂385-4	小坂 和男
大島町差木地字小坂390-3	小坂 豊作
大島町差木地字上フキ26-3	野田 真
大島町差木地字上フキ27-3	河野 和子
大島町差木地字上フキ27-4	河野 和子
大島町差木地字上フキ68-1	小川 清正
大島町差木地字垣原53-6	秋田 庸夫
大島町差木地字垣原62-7	村松 武夫
大島町差木地字山口2-20	藤田 英典
大島町差木地字山口2-28	柏木 鞠江
大島町差木地字山口2-28	柏木 鞠江
大島町差木地字山口3-26	落合 輝史
大島町差木地字坂上1-6	秋原 昇
大島町差木地字大垣内16-20	小川 三三
大島町差木地字大垣内98-109	小池 保次
大島町差木地字大垣内98-175	吉瀬 金哉
大島町差木地字大垣内98-36	生良 平吉
大島町差木地字鳥居野29-1	鈴木 寛
大島町差木地字鳥居野29-2	鈴木 寛
大島町差木地字ゾシノホウ733-4	秋元 澄夫
大島町差木地字ツツクサ573	増山 泰
大島町差木地字ツツクサ573	増山 泰
大島町差木地字ツツクサ193	奥山 公子
大島町差木地字ツツクサ1799-18	深町 昭雄
大島町差木地字ツツクサ1799-47	深町 昭雄
大島町差木地字ツツクサ102-1	坂上 節生
大島町差木地字ハシノサウ866-1	笹原 真生
大島町差木地字ホソウラ10	奥山 公子
大島町差木地字ホソウラ374-3	足立 友和
大島町差木地字マツコウ159-1	木中 栄子
大島町差木地字マツコウ173	増山 泰

昌綾会飯 沼病院	五号		
医療法人 財団厚生 協会大泉 病院	練馬区大泉学園 町六丁目九番一 号	同右	同右
医療法人 社団大和 会大内病 院	足立区西新井五 丁目四十一番一 号	同右	同右
医療法人 財団岩尾 会東京海 道病院	青梅市末広町一 丁目四番地の五	同右	同右
医療法人 財団青溪 会駒木野 病院	八王子市裏高尾 町二百七十三番 地	同右	同右
医療法人 社団光生 会平川病 院	八王子市美山町 千七十六番地	同右	同右
国家公務 員共済組 合連合会 立川病院	立川市錦町四丁 目二番二十二号	同右	同右
医療法人 社団碧水 会長谷川 病院	三鷹市大沢二丁 目二十番三十六 号	同右	同右
国立研究 開発法人 国立精神 ・神経医 療研究七 院	小平市小川東町 四丁目一番一号	同右	同右

医療法人 東村山市青葉町 同右 同右
 社団新新 二丁目二十七番 同右
 会多摩あ 地一
 おば病院

●東京都告示第七百三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条
 において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令
 和四年における中型まき網漁業の制限措置を定めたので、
 当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき
 期間を次のとおり告示する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年五月十六日から同月二十日まで

別表

漁業種類	制限措置の内容					漁業を営む者の資格
	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	許可又は起業の認可を すべき船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	漁業時期	操業区域	
中型まき網漁業	4隻	5トン以上15トン未満（許可 証に記載された総トン数）	定めなし	周年	大島近海漁場（大島町、 利島村、新島村、神津島 村の地先海面（銭州を含 む。））	大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船 法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項 に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が大島 支庁管内にある者であること（共同経営体である場合 には、共同経営体を構成する全ての者が大島支庁管内 に住所を有し、かつ、船舶根拠地が大島支庁管内にあ る者であること。）。

●東京都告示第七百三十九号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条
 において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令
 和四年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置を定め
 たので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申
 請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容
 別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和四年五月十六日から同年六月十五日まで

別表

漁業種類	制限措置の内容				漁業区域	漁業を営む者の資格
	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	許可又は起業の認可を すべき船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	漁業時期		
かつお・まぐろ釣り漁業 （主に操業棚200メートル 以深で行う旗流し又は釣り 漁法）	42隻	総トン数5トン以上20トン未 満で許可証に記載された総ト ン数	定めなし	周年	小笠原海域（端婦岩と北 之島との中間線（北緯28 度30分（測量法（昭和24 年法律第188号）第11条 第3項に規定する世界測 地系による。）の線）か ら南側の小笠原諸島地先 海面）	小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあっては、主た る事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、 船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令 第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をい う。以下同じ。）が小笠原支庁管内の区域にある者で あること。
	1隻					東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主た る事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、 船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
	12隻					宮崎県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の 所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地 が宮崎県の区域にある者であること。
かつお・まぐろ釣り漁業 （主に操業棚200メートル 以浅で行う旗流し又は釣り 漁法）	1隻					鹿児島県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務 所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根 拠地が鹿児島県の区域にある者であること。

●東京都告示第七百四十号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条
 において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令
 和四年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置を定めたので、
 当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき
 期間を次のとおり告示する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容
 別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和四年五月十六日から同年六月十五日まで

別表		制限措置の内容				
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業区域	漁業を営む者の資格
まぐろはえ縄漁業	4隻	総トン数5トン以上20トン未満で許可証に記載された総トン数	定めなし	周年	小笠原海域(編笠岩と北之島との中間線(北緯28度30分(測量法(昭和24年法律第188号)第11条第3項に規定する世界測地系による。)の線)から南側の小笠原諸島地先海面)	小笠原支庁管内に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり)、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が小笠原支庁管内の区域にある者であること。
	9隻					三重県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が三重県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が三重県の区域にある者であること。
	4隻					和歌山県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
	2隻					徳島県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が徳島県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が徳島県の区域にある者であること。
	3隻					高知県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
	1隻					富崎県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が富崎県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が富崎県の区域にある者であること。
	1隻					大分県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。
	2隻					鹿児島県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ヤオコー東久留米滝山店

二 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番十号

三 設置者名 株式会社ヤオコー

四 意見

ア 聴取者 東久留米市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年四月七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年五月十六日から同年六月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午後九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

七 縦覧時間

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 一 筒月 六、六〇〇円

三〇円 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

